

新潟市病院事業使用料及び手数料条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年5月1日

新潟市病院事業管理者 大谷 哲也

新潟市民病院管理規程第6号

新潟市病院事業使用料及び手数料条例施行規程の一部を改正する規程

新潟市病院事業使用料及び手数料条例施行規程（平成20年新潟市民病院管理規程第25号）の一部を次のように改正する。

第1条各号列記以外の部分中「第16号タ、第18号エ（イ）、第19号、第20号、第22号、第27号並びに第34号に掲げる額」を「第17号タ、第20号、第21号、第23号、第28号並びに第35号に掲げる額並びに第19号に規定する実費相当額」に、「第22号及び第27号」を「第23号及び第28号」に改め、同条第1号ア中（ケ）を削り、（コ）を（ケ）とし、同条中第34号を第35号とし、第16号から第33号までを1号ずつ繰り下げ、第15号の次に次の1号を加える。

（16） 産後ケア（宿泊ケア）利用料 1日につき 29,000円

ただし、多胎児の場合は、2児目以降1児を増すごとに1日につき10,000円を加算する。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、令和7年5月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の規定は、この規程の施行の日以後の病院の使用に係る使用料及び手数料について適用し、同日前の病院の使用に係る使用料及び手数料については、なお従前の例による。